

## 用語等説明（令和3年度決算対応）

### 1. 健全化判断比率

#### （1）実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \text{実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$$

一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模注1に対する比率です。赤字額がない場合は「－」と表示します。

当町の早期健全化基準※注2は14.80%で、財政再生基準※注3は20.00%です。また、赤字限度額を超える場合は地方債の発行に許可が必要となります。

#### （2）連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$$

連結実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

地方公共団体全体の赤字の深刻度を表す指標で、特別会計や企業会計など全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。実質赤字比率を特別会計や企業会計を含めた全会計に適用したものです。赤字額がない場合は「－」と表示します。

当町の早期健全化基準は19.80%で、財政再生基準は30.00%です。

#### （3）実質公債費率

$$\text{実質公債費比率} = \left\{ \begin{array}{l} \text{（一般会計等に係る公債費} + \text{公営企業債等充当繰出金等）} \\ \text{－（公債費充当特定財源} + \text{基準財政需要額に算入された元利償還金、準元利償金）} \end{array} \right\} \div \left( \text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入された元利償還金および準元利償還金} \right)$$

実際に一般会計等が負担した公債費相当額（一般会計等の公債費と、公営企業等に対する繰出金や一組負担金等のうち公債費に充てられた経費から、特定財源や普通交付税で措置された分を控除したもの）が財政に及ぼす負担を表す指標で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率です。3カ年の平均値となります。

当町の早期健全化基準は25.0%で、財政再生基準は35.0%です。また、18.0%を超える場合は地方債の発行に許可が必要となります。

#### (4) 将来負担比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} = & ((\text{一般会計等の地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} \\ & + \text{公営企業債等の一般会計繰入見込額} + \text{組合債等の一般会計負担見込額} \\ & + \text{退職手当の一般会計負担見込額} + \text{設立法人等負債等の一般会計負担見込額} \\ & + \text{連結実質赤字額} + \text{組合等赤字額の一般会計負担見込額}) \\ & - (\text{充当可能基金現在高} + \text{充当可能特定歳入見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額}) \\ & \div (\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金}) \end{aligned}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率です。当町の早期健全化基準は350.0%で、財政再生基準はありません。

#### 注1 標準財政規模

$$\text{標準収入額} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模のことで、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値です。財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

#### 注2 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。

基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定（議会の議決）、公表、外部監査の実施等が必要となり、地方債の発行が制限される場合があります。

#### 注3 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。（国等の関与による確実な再生）

基準を超えた場合は、財政再生計画の策定（議会の議決）、公表、外部監査の実施等が必要となり、地方債の発行が制限されます。

## 2. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \text{資金不足額} \div \text{事業規模}$$

公営企業の経営状況の深刻度を表す指標で、資金不足額の事業規模に対する比率です。経営健全化基準は20.00%です。また、10.00%を超える場合は地方債の発行に許可が必要となります。

### ※ 資金不足額

法適用公営企業の場合、流動負債（未払金等）－流動資産（現金等）

法非適用公営企業の場合、歳出総額－歳入総額

### ※ 事業規模

料金収入などの営業収益（受託収入を除く）

### ※ 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準です。

基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定（議会の議決）、公表、外部監査の実施等が必要となり、地方債の発行が制限されます。